

## 吹田市個人情報保護審議会 会議録（第52回）

開催日 平成29年（2017年）10月26日（木曜日）  
開催時間 （開会）午後3時45分 （閉会）午後6時  
場 所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

### 案 件

#### 1 諮問案件

校務支援システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業に係る個人情報の保護について【学校教育部 教育センター・指導室】

#### 2 諮問案件

留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の取扱いの一般的制限、収集方法の制限並びに目的外利用及び外部提供の制限に係る個人情報の保護について【福祉部 生活福祉室】

#### 3 その他

### 出席委員

会長 岡 豪敏 副会長 小林 孝史  
川内 通生 黒岩 哲夫 澤田 啓子 平山 雄一 宮武 清隆 矢倉 昌子

### 欠席委員

糸瀬 正博 岩城 伸 先久 純子

### 出席市職員

<説明者>

<諮問案件 1 >

学校教育部教育センター所長 大江 慶博 学校教育部教育センター主幹 小田 健二  
学校教育部教育センター主幹 藤井 大輔 学校教育部教育センター主査 鶴岡 賢直  
学校教育部教育センター主任 西口 拓  
学校教育部指導室参事 中井 建志 学校教育部指導室参事 上村 里三  
学校教育部指導室主幹 櫻井 仁之 学校教育部指導室係員 藤岡 伸治  
学校教育部保健給食室主幹 大坪 直子

<諮問案件 2 >

福祉部理事 平野 孝子 福祉部生活福祉室参事 大市 友子  
福祉部生活福祉室主査 笹川 寛 福祉部生活福祉室主査 松井 孝紘

<事務局>

市民部長 高田 徳也	市民部次長（兼務市民総務室長） 森本 茂
市民部市民総務室参事 柿本 卓志	市民部市民総務室主幹 藤原 千景
市民部市民総務室主査 福田 章宏	市民部市民総務室係員 福島 一貴

傍聴者 無し

## 第 52 回 吹田市個人情報保護審議会

平成 29 年 10 月 26 日（木） 午後 3 時 45 分～午後 6 時  
吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

**小林副会長** それでは岡会長に代わりまして、開会宣言させていただきます。ただいまから、「第 52 回吹田市個人情報保護審議会」を開催いたします。また、審議会の議事録の作成につきましては、署名委員方式をとっておりますので、五十音順をお願いしていくということになっておりますので、今回は黒岩委員と先久委員に、今日は御欠席ですが、お願いしたいと思います。

次に傍聴人の報告をお願いします。

**藤原市民部市民総務室主幹** 本日の傍聴希望者はおりませんでしたのでよろしくお願いたします。

**小林副会長** はい。それでは、諮問案件 1 のほうに入らせていただきたいと思います。

**藤原市民部市民総務室主幹** 実施機関の入室をしてよろしいでしょうか。

**小林副会長** はい。お願いします。

### < 岡会長及び実施機関職員入室 >

**岡会長** それでは、教育センター、指導室、保健給食室の職員のみなさん、役職名と氏名をお願いします。

**大江学校教育部教育センター所長** 失礼いたします。学校教育部教育センター所長の大江でございます。本日は、校務支援システムの導入を含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業に係る個人情報の保護につきまして、説明の機会をいただきありがとうございます。まずは、本日出席しております、学校教育部職員の紹介をさせていただきます。

### < 実施機関職員紹介 >

**大江学校教育部教育センター所長** 恐れ入ります。あと 1 名、出席予定の職員が急な対応が入り、後程遅れて出席をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんが、御容赦くださいますようお願い申し上げます。それでは、校務支援システムの導入を含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業に係る、この間の経過について私の方から簡単に御説明をさせていただきます。

今回、諮問させていただきます、校務支援システムの導入を含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業につきましては、平成 28 年 1 月の吹田市議会で複数年の事業として補正予算にてお認めいただいた事業でございます。この事業は現在、市内の小中学校の教職員用パソコン配備が 3 人に 1 台相当となっている台数の不足、その実情を教

職員1人1台相当のパソコン配備とすることや、セキュリティに配慮してシステムを構築することで、本市における教育の質の向上を目指し、合わせて教職員の勤務時間の適正化を図るものでございます。

それでは、本件の詳細な説明を担当の指導室、上村から御説明させていただきます。

**上村学校教育部指導室参事** 教育委員会指導室の上村でございます。座ったままで説明をさせていただきます。お手元の資料の1ページを御覧ください。事業名称は「校務支援システムの導入を含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業」でございます。諮問する項目は「1 個人情報の取扱の一般的制限」、「2 収集方法の制限」、「3 電子計算機処理の制限」でございます。次に、審議に諮る理由でございますが、現在の学校教育情報通信ネットワーク、SATSUKI ネットにつきましては、旧の条例である「吹田市電子計算機組織に係る個人情報保護に関する条例」のもと、平成11年に個人情報保護審議会に諮問させていただき、吹田市内の小中学校に配備してまいりましたが、今回新たな事業として平成30年1月から稼働する SATSUKI ネットを再構築いたします。また、SATSUKI ネットの再構築に合わせて、校務支援システムの導入を予定しており平成30年4月の本稼働に向け、システムを構築中ですが、このシステムは学校教育部及び保育幼稚園室の職員。市立小中学校及び市立幼稚園の教職員が使用することとなっております。従来の SATSUKI ネットにおきましては、教職員のパソコンの配備台数の不足、児童・生徒用の稼働場所を限定しないパソコンの配備が遅れている等の課題がございましたが、今回の再構築において教職員にパソコンを1人一台相当、また、稼働場所を限定しない児童・生徒用パソコン等を配備いたします。校務支援システムはメール、スケジュール管理、掲示板などのグループウェアの機能を持ち、また、教育委員会学務課の学齢簿から児童・生徒の氏名、住所、生年月日、保護者の氏名等のデータを取り込み、各小中学校において名簿を作成したうえで、成績処理、出席管理、保健管理などを行います。

今回実施いたします再構築事業は、教職員の校務の負担の軽減を行うとともに、本市教育活動の充実を目指すうえで必要不可欠であり、本事業における電子計算機処理にて行う業務が前回諮問いたしました内容より増大いたしますことから、条例第6条第2項に規定するセンシティブな個人情報の取扱いについて、同条例第7条第1項第5号及び同条第2項に規定する本人通知の不要化を含む収集方法について、第12条第2項第2号及び同条第3項に規定する新たな電子計算機処理の実施についてお諮りするものでございます。

続きまして、個人情報の内容でございますが、後程説明の方をさせていただきます。

次に処理の時期でございますが、平成30年1月1日に新しい SATSUKI ネットに切り替える予定としております。校務支援システムは、平成30年1月1日から試行運用、平成30年4月1日から本稼働を予定しております。担当は学校教育部教育センター及び指導室でございます。

1枚めくっていただきまして、システムの概要について説明のほうをさせていただきます。システムの名称は「(1) 学校教育情報通信ネットワーク (SATSUKI ネット)」

「(2) 校務支援システム」でございます。「2 目的」は「(1) 学校教育通信ネットワーク再構築によるセキュリティの強化及び校務の円滑化」で、現在の SATSUKI ネットで使用しているサーバ等につきまして、平成21年度に導入いたしましたサーバの OS のサポートが終了する等、セキュリティに脆弱性がございました。また、校務に使用できるパソコンの台数が限られており、校務を円滑に行うことが困難な状況となっております。これらを踏まえ、各パソコンからデータの流出を防ぐ仮想化サーバの構築、従来よりも堅牢なファイアウォールの設置等で、ネットワーク環境の安全性を高めるとともに、教職員に1人1台相当のパソコンを配備し、データの持込み、持出しに制限をかけることにより校務の円滑化と安全性の向上を図ります。

二つ目の目的は「(2) 校務支援システムによる校務負担軽減」で、グループウェア、児童・生徒の成績処理等を行うソフトウェアである校務支援システムを導入することにより、校務の平準化・効率化を図り、教職員の負担を軽減いたします。

「3 効果」といたしましては、情報セキュリティの向上、教職員の校務負担の軽減がでございます。

3ページを御覧ください。「4 ネットワーク構成」がございますが、申し訳ございません。13ページの図を御覧ください。今回の SATSUKI ネットのネットワーク構成図がございます。ネットワークについては他市での個人情報漏えい事案など、複数の事業者の情報を提供していただき、セキュリティに重きを置いたシステムとなっております。すなわち、中段左側に記載しております、「校務用領域」については、主に個人情報を保存する領域となります。この領域については各学校の教職員及び教育委員会職員しかアクセスできません。また、仮想化サーバを導入することにより接続する個々のパソコン内にデータを残さない、保存できない構成となっております。必要なデータの取り出しにつきましては、学校の管理職が承認を行い、承認されたファイルだけが「学習用領域」へ移動することができます。中段の真ん中につきましては、主に教材を保存します、「学習用領域」となっております。こちらについては、厳格なアクセス権を設定し児童・生徒が教職員の作ったファイルを見ることはありません。また、校務用領域とともに、学習用領域についてもファイアウォールの設置等をほどこし、外部からの侵入を防ぎます。

中段右側の「DMZ 領域」については、外部と接触する機能を持ったサーバを設置し、外部とのメールの送受信を行います。こちらのサーバにはスパムメールやウイルスメールの対策がなされております。

最後に、外部記憶サーバ、ブログサーバについてでございますが、こちらはクラウドサービスを利用いたしまして、クラウド上に学校のホームページや学校ブログを設置いたします。災害時、市役所内に設置するセンターサーバが故障した際にもホームページ等を見ることが可能となっております。

申し訳ございません。3ページにお戻りください。「5 個人情報の記録項目」でございますが、ページが飛んで申し訳ございませんが5ページの「個人情報記録項目一覧表」をお願いいたします。まず、学校教育情報通信ネットワークの取扱う個人情報として記載させていただいておりますのは、SATSUKI ネット内で扱う個人情報のうち、校務支援シス

テムで管理するものを除いた個人情報を記載させていただいております。

「1 授業に必要とされるもの」として、名簿や座席表、児童・生徒が作成したワークシートやレポート、作品、学校活動時の動画や写真等の個人が特定される情報がございます。

「2 教材等に個人が特定される情報が含まれるもの」として、児童・生徒が行った模範演技や作成物の画像、児童・生徒が学習発表時に使用した動画や写真、作品などがございます。

1枚めくっていただきまして6ページ。「3 学校行事で使用するデータ内に個人が特定される情報が含まれるもの」として、保護者会、懇談会等で使用する資料や卒業式等の行事用のデータがございます。「4 学校外に発信する情報に個人が特定される情報が含まれるもの」として、ホームページ用写真・動画や、ブログ用写真・動画がございます。「5 その他」としまして、学校要覧に使用するデータ等がございます。

以上が现阶段で取り扱う個人情報として想定していますが、学校教育情報通信ネットワークについては、学校の校務全般で使用しますので、説明させていただいたデータ以外にも想定できない個人情報を SATSUKI ネット内で取り扱う可能性もがございます。

次に、校務支援システムでございますが、「1 児童・生徒情報に関するもの」として、学年、組、氏名、性別などの「(1) 基本情報」。入学年月日、卒業年月日などの「(2) 在籍情報」、保護者の氏名、メールアドレス、緊急連絡先などの「(3) 保護者」の情報。1枚めくっていただきまして7ページ。クラブ活動・部活動などの「(4) 特別活動」の情報、「(5) 進路」の情報、「(6) 児童・生徒写真」、学習状況、体力、準要保護・要保護情報、友人関係などの「(7) 特記事項」、「(8) 変更履歴」を記録いたします。

「2 教諭情報に関するもの」として、性別、生年月日、住所、電話番号などの「(1) 個人情報」。「(2) 免許情報」などを記録いたします。

「3 成績情報に関するもの」として、小学校の「(1) 評価・評定・得点」は、すみません、1枚めくっていただきまして8ページ、教科ごとに「単元成績」、「観点評価」、「強化評定」、「教科所見」などを記録いたします。1枚めくっていただきまして9ページ。中ほど、中学校の評価・評定・得点は教科ごとに「定期考査の得点」、「観点評価」、「評定」などを記録いたします。1ページめくっていただきまして10ページから11ページ「(2) 所見」はすみません、11ページをお願いいたします。小学校では「外国語活動の記録」、「総合的な学習時間の記録」、「行動の記録」、「特別活動の記録」、「総合所見」、「特別の教科 道徳」などを記録いたします。中学校でも「総合的な学習時間の記録」、「教科以外の活動記録」、「行動の記録」、「特別活動の記録」、「総合所見」などを記録いたします。

「4 保健情報に関するもの」について説明させていただきますが、アスタリスクにつきましては、吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号 社会的差別の原因となるおそれのある事項で、特定の病歴を入力する可能性がある項目を示しております。「(1) 体位計測」は1ページめくっていただきまして12ページ。「身長」「体重」、「身長別標準体重」、「学校医所見」、「自己処置」について記録いたします。「(2) 眼科」は「視力」

及び目に関する「疾病・異常」について記録されます。「(3) 耳鼻科」は「聴力」及び「耳鼻咽喉疾患」について記録いたします。「(4) 内科」は「栄養状態」、「脊柱・胸部・四肢」、「皮膚疾患」、「結核」、「心臓」、「尿」について記録いたします。「(5) 歯・口腔」は「歯列・咬合」、「顎関節」、「歯垢の状態」、「歯肉の状態」、「歯の状態」について記録いたします。「(6) 来室記録入力」は保険室への「来室時間」、「時間区分」、「発生場所」、「来室理由」、「熱」、「症状」、「朝食」、「排便」、「睡眠時間」、「経過」、「処置」、「休養時間」、「事後処置」について記録します。「(7) 既往歴」は既往歴のある児童・生徒のみの情報が登録され、「病歴」、「健康状態」を記録いたします。

すみません。3ページにお戻りください。「6 情報セキュリティ対策」でございます。「(1) サーバ管理」でございますが、ア 教職員が扱うデータ領域を校務用領域と学習用領域に分離いたしますが、個人情報を取り扱う校務用領域は、データ管理を一元化して行う仮想化サーバの導入により守られます。教職員が使用するパソコンの本体にデータが保存されないことでデータの抽出を防ぐことができます。また、主に学習教材作成に係るデータを取り扱う学習用領域とともに、堅牢なファイアウォールで守られます。イ 校務用領域へのアクセスは、ログイン時にパスワードと生体認証を用いた二要素認証を導入いたします。ウ 本事業のサーバは市役所高層棟9階の情報政策室管理区域内に設置され、物理的な不正アクセス対策として、管理区域については入退室制限がされており、エ サーバに保存するデータは、磁気テープによるバックアップを行い、情報政策室が契約を締結している遠隔地へ送付保管することで、高い安全性を確保いたします。オ センターサーバの監視により、個人情報の流失リスクを低下させます。

「(2) システム設定」でございますが、ア 教職員の私物パソコンの持込みを禁止するとともに、USBメモリ等の電子記録媒体によるデータの取扱いを制限いたします。イ 教職員ごとにデータへのアクセス領域を制限するシステム設定を行います。ウ 児童・生徒が、教職員のデータ保存領域にアクセスできない設定を行います。

1枚めくっていただきまして4ページでございますが、「(3) 不正アクセスへの対策」でございますが、SATSUKI ネットに接続する端末は、電子証明(IEE802.1x)が導入されているもののみとし、他の端末は接続できないようにいたします。具体的には、本事業で調達した端末及び情報政策室が配備した「庁内データ総合共有活用システム用端末」、いわゆる「SA 端末」に限ります。

「(4) 校内セキュリティ管理」でございますが、年1回以上、教職員向けにシステム研修を実施し、個人情報の取扱い、情報セキュリティに関する知識及び認識を高めるとともに、チェックシートによるセキュリティに関する意識や取扱いの点検、監査を行います。

「7 システムの稼働予定日」でございますが、先ほど説明させていただいたとおりでございます。なお、14ページに導入いたします校務支援システムの機能の説明、15ページに校務支援システムの図解によるシステム概要を付けさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

岡会長 それでは、質問と意見と一緒に言ってもらいます。

**川内委員** 公募委員の川内でございます。素人っぽい質問を一問一答の形でいくつかさせていただきたいと思っておりますのでお願いします。

資料冊子の1ページになります。上から3枠目のところですね。「審議に諮る理由」のタイトルのすぐ右あたりに、「稼働場所を限定しない児童・生徒用パソコン」とありますけれども、これはわざわざお書きになったということは現在の実態の児童・生徒用パソコンとどう具体的に違って来るのか。我々は学校の現状を知りませんので。その点を少し平易な言い方で端的にお教えください。

**西口学校教育部教育センター主任** 教育センター西口です。稼働場所を限定しないパソコンといいますと、基本的にはタブレット式のパソコンという形になります。今回の導入に関しまして、パソコン教室が各小中学校にあります。ノートパソコンから、今度もノートパソコンと同じなのですが、画面部分を取り外してタブレットとして使用できるノートパソコンというのを今回導入させていただいております。

**川内委員** はい。次の質問をさせていただきます。そこから下へ5行ほどいったところに「保健管理」の項目があるわけなんですけれども。先ほど、ちらっとたくさんのお説明の中でお触れになったんですけれども。その時も言及なさっていたと思いますが。やはり、このエリアには生徒本人・保護者が外部に出したくないとか、そういうふうないろいろな情報があるわけなんですけれども、そのことの扱いについてはどうなさるのかちょっとわからなくて。さらっと説明が流れてしまったんですけれども。そこは大事な社会的関心があるところですから。そういうことの扱いについては何か特別な御配慮はあるのでしょうか。よろしく願いいたします。

**西口学校教育部教育センター主任** 先ほども御説明させていただきましたが、保健関係の重要な個人情報の保管・保存に関する御質問ですが、今回のこの個人情報を保存しますサーバは、データサーバをセンターサーバ化ということで、集中して安全対策を行うようさせていただきます。主に個人情報を保存する校務系サーバで管理させていただいているんですが、佐賀県や年金事務所の個人情報流出事件を踏まえ、よりレベルの高い仮想化サーバとさせていただきます。こちらの方の仮想化サーバについては、外部からの通信を遮断し、ネットワーク内では電子証明が付与されている端末でのみ通信が行えるということで、ネットワーク内の端末についても画面を投影するだけで、データを教員がそれぞれ使用する端末に保存するということはないようにしまして、個人情報を保護しています。また、その仮想化サーバにつきましては、重要な個人情報を保存するということですので、二要素認証、生体認証を行った後に教員がアクセスできるということで、データの安全を確保しています。

**川内委員** 続けます。ページを変えますが2ページです。2ページの「2 目的」とありますけど、その上の方の(1)の項目ですね。その本文の上から6行目でしょうか。かなり末尾の方ですが、そのデータの持出しに関わることで、制限をかけるということが書いております。これまで私の参加した過去の会議においても、あらゆる場合にどなたかから御指摘があるわけなんですけど。必ずこういうふうな約束の元にスタートするシステム・制度があるわけなんですけれども。だけどよくマスコミ等で個人のパソコンに



それを取り入れてですね、その元の公のパソコンに関してはちゃんとなってるんだけど、その個人の方に取り込んだものをどこかに忘れたとかよくあるんですけど。この場合も、私が指摘したことに関しても従来を超えるようなガードというんですか、バックアップというんですか、そういうものはあるんですか。これは必ずお書きになるので私も必ずお聞きするようにはしてるんですけど。本当にこれは大丈夫なのかなど。ものすごいデータが入ってることになるんですよ。そこが心配なんです、素人は。よろしくをお願いします。

**西口学校教育部教育センター主任** 教育センターの西口です。まず、データの持出し。持込みも持出しもあるんですが、制限を具体的に御説明させていただきますと、現在もデータの持込み及び持出しについては、運用上では管理職の許可が必要となり、また個人情報が含まれるデータについては、すべて禁止しております。ただ、新システムでは学習領域にあるデータの持出しについては、管理職が中身を確認できる電子メールを使用して行うことになっております。持込みについても電子メールを使用します。持出しに関して、USBメモリ等を使用するという想定で回答させていただくんですが、USBメモリに関しましては従来から個人情報を入れないようにしております。加えて今回のシステムでは管理職が管理をしているUSBメモリのみアクセスを可能としておりますので、その他のアクセスに関しては一切受け付けない設定をほどこして運用していこうと思っております。

**岡会長** 川内委員。これ、御質問に答えていただいて、その御回答についてさらに何かお尋ねになるということはないんですか。ずっと委員が準備されたことを順番に聞いていくだけでいいんですか。

**川内委員** 一応、私はおっしゃったことは理解できてますので、それに対する反論ということはないんですけど。

**岡会長** 再質問はないんですね。今のところはね。

**川内委員** あればまたさせていただきます。よろしいですか。

**岡会長** 続けてください。

**川内委員** 今度は3ページをお願いいたします。3ページのところで「6 情報セキュリティ対策」のところですね。その(1)のイの項目でございます。生体認証に関わることをお尋ねします。どこでも生体認証はガードに関して意味を持つわけなんですけども。どういうふうな生体認証を現時点で既にお考えなのか。それからもう一つは、この時点でお考えになっていることは、各学校の各先生方というんですか。その段階でばらつきは生じないものでしょうか。あるいはまた、システムは導入されるけども、この生体認証に関してはまだ使用条件が整わなくて、全校一斉ということが無理で一部はこれからだんだんというか。そういうふうなケースになりはしないでしょうか。結構、学校の数というのは多いものですし。また、当然のことながら教職員の数もすごく多いわけです。そのあたり、何か見切り発車みたいなことになりはしないのかと素人は懸念するわけです。以上です。

**西口学校教育部教育センター主任** 生体認証に関しましては、静脈認証と言いまして、手

のひらを機械の上にかざすことによって認証いたします。ですので、他の教職員がかざすことによって間違えてログインができてしまうと言うのは一切ございません。生体認証の機械とかシステムに関しましては、調達の段階で、すでに作業実施しております。今現在も開発中でございます。委員の御指摘なされた見切り発車等に関しましては、今現在も開発しておりますので、順調に進んでおりますので、見切り発車と言ったようなそういった形での運用というのは考えておりません。

**川内委員** 以上です。あと一つあるんですけど、ちょっと性格が違いますので他の委員の御質問が終わった後に時間があればまたお願いします。以上です。

**岡会長** 他の委員の方で、何か御質問はありますか。どうぞ。

**平山委員** 1ページ目の「児童・生徒用の稼働場所を限定しないパソコンの配備」ということで、タブレットを進めていくということだと思っておりますけれど。ただ、児童が扱うとなると落としてしまったりとか、濡らしてしまったりとかしてタブレットを壊してしまう。壊れた場合は多分買い替えたりとかされると思うんですけど。その壊れたタブレットを当然廃棄することになると思うんですけど、そのときにタブレット内にデータが残っている場合は、ちゃんとデータを読み込みできないような状況にして、きちんと処理していくなど、その辺のこととかの配慮はされる予定ですか。

**西口学校教育部教育センター主任** タブレットの故障に関しまして、基本的にはリース契約と申しまして、賃貸借業者の方からリースをしています。賃貸借業者の方に動産保険等がかかっておりますので、そちらの方を使うんですが故障の際には買い替えという形ではなくて補修・修理をして直せる分は使用していくという形になっております。データの廃棄につきましては、情報政策室のほうのガイドラインというか決まり事がありまして、ハードディスクの中身についてはランダムな数字を書き込んで、それを複数回上書きを行う、若しくは物理的に回復不可能というような形で廃棄をしておりますので、委員の御心配されているような廃棄したものから個人情報と漏れると言うのは一切ございません。

**岡会長** 他に何か。今、御質問はあったんですけど、御意見はありませんか。どうぞ。

**黒岩委員** 黒岩と申します。7ページの「(7) 特記事項」で「父子・母子の状況」がデータに保存されると思うんですけど。一方で個人情報保護条例第6条第2項にですね、原則的には(1)で思想・信条・宗教、それから(2)社会的差別の原因となるおそれのある事項というふうに書いてあります。但し書きで一定の条件の場合は、それについてクリアできるというような表現になっているかと思うんですけども。この7ページの父子の状況というのは具体的にどういうものを指すのか。情報としてストックされるのかなというのはちょっと懸念があるんですけど。その辺はいかがなものでしょうか。

**岡会長** お答えいただけますか。(2)社会的差別の原因となるおそれのあるものですね。

**黒岩委員** それと、ここの父子の状況の部分とリンクしたときに、想定されるという問題はクリアできてるのか。考え方をお聞きしたいんですけど。

**中井学校教育部指導室参事** 遅れまして申し訳ありません。ここに書かれている「父子・母子の状況」に関しましては、母子家庭であるとか、父子家庭であるとか、その辺の話

になります。

**黒岩委員** 差別の原因となるおそれには当たらないと言う理解でよろしいでしょうか。解釈として。

**岡会長** いいですか。他に何かありますか。どうぞ。

**宮武委員** 私も特記事項というのが非常に気になっているんですよね。「特記事項」ということばと、それともう一つ「状況」という言葉ですね。これは誰が何を判断してその状況を見極めるのかということですね。と言いますのは、このシステム全体の目的というかメリットというか、それは何なんでしょうかね。例えばですが、うちの子がひよっとしていじめられているかもしれない。いじめにあってるかもしれないという時に、例えばこれですぐに判別できるというのか、役に立つんですか。これは単に文部省なんかデータが欲しいとかそういうのをピックアップするだけなのか。それとも、学校の児童のメリットというか、お子さんのメリットになるようなシステムなんでしょう。よく文部省からありますよね。こういう資料出せとか。そういうことをいちいちやるのがめんどくさいと。そうしたらこれをポンポンと叩いたら出てくるというだけのものなのか。だけというのは失礼なんですけれど。そういうようなものなのか。それとも近頃よく言われているいじめの問題ですね。そういう時に、グレーじゃないですか、すべてが。いじめてるのか、いじめられてるのか、それをだれが判断するのかとか。その辺は関係ないシステムと考えていいんですか。

**中井学校教育部指導室参事** この特記事項に関しましては、学習状況とかリーダ性とか、子供たちのクラスや進級するに当たりまして、クラス分けをするときに参考にさせていただく。そのようなデータになると思っております。

**宮武委員** ということは、いじめとかは特に関係ないですね。

**中井学校教育部指導室参事** そうですね。

**宮武委員** そうしたらちょっと質問を変えますけども。いじめがないと一般の学校では言いますよね。吹田はどうこうではなくて。うちにはいじめがないと皆さんいいますよね。でも、現実には起こってますよね。そういうのはどうお考えですか。考えただけなんですけどね。例えば、私がもしこのシステムを作るとすれば、その辺に役に立つものは何かないかなと考えながら作ると思うんですよ。しかし、それは難しいですよ、実際は。人間的な関係をどういうふうに表示かなんて難しいと思うんですけども。それは、システムには直接関係ないんですけど、御意見をお伺いしたいんですけどね。そのいじめに対してどう考えているかという。

**大江学校教育部教育センター所長** 私どもは、基本的にどこの学校でもいじめはあるという立ち位置でその防止に向けて様々な取り組みをさせていただいております。このシステムが直接的に防止につながるかというと、活用の仕方だと思っておりますが、ただ、この校務支援システムの中では子どもたちの毎日の出席状況。それをデータとして打ち込んでいきます。あるいは、保健室に訪れた子どもたちの様子もデータとして打ち込んでいきます。これをリンクさせると、例えば、「この子は3日続けて休んでいるね。」といったようなことが浮かび上がってきます。なぜ休んでいるんだろうと言うところの裏に、

もしかしたら人間関係のこじれから欠席に入っているんじゃないかといったような推考ができるような、そんなような活用の仕方意識しながら今回構成させていただいております。

**宮武委員** その裏はわかりませんか。

**大江学校教育部教育センター所長** その裏はまず担任、学年の教職員が普段どれくらい見ているかということにも関わってくると思うんですけども。例えば、こちらから家庭のほうに御連絡をさせていただいて、「何かおうちで変わったことはございませんか。」といったようなことから、裏が見えてくるのがございますので、そのような形で活用させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

**岡会長** 今の御質問で「その他特記事項」の中に何を書くかということにも関係してきますよね。この最後の「その他特記事項」。それは、恐らくパソコンを打ち込んだ側のセンスという判断なんですよ。

**宮武委員** 「特記」とか「状況」とかは数値化しにくいでしょ。何が特記かと。

**大江学校教育部教育センター所長** 今、複数の方から御指摘いただいたように、確かにここに何を書きなさいということをお我々がシステム上指定しているものではございませんので、学校によっては。まず、このシステムに慣れていただくところもあるんですけど。学校によっては、今仰られたような、例えばいじめに関係することであるとか、不登校に関係することであるとか、「気づき」というふうな、担任1人1人がちょっと気になるなというようなことを落とし込んでいくことがあるかもしれませんけども、私どものほうでこの項目を、というようなことは特に指定はしておりません。ただ、その内容については十分関心を持っていきたいというふうに考えております。

**岡会長** よろしいですか。その点は。他に何かありますか。

**澤田委員** 的を外れたことを言うかもしれませんが。2ページにありますパソコンですね。台数が3人に1台やったというのが今度は1人1台になるんですか。それはすごいなと思います。予算もでしょうけど、やっぱり先生方が帰られるのがいつも8時くらいなんですよ。私の御近所の方は。なんでそんなに忙しいのというのはこの資料をいただいて、先生方は大変だなと。子どもたち1人1人の評価をその都度その都度やっていくというのは並大抵じゃない。私はこれも大事かもわからないけれど、もっと子どもたちと先生が遊んでほしいというようなのが私はすごくあります。その中で、子どもたちと一緒にいて初めて子どもが何につまずいているのか、友人関係がどうなっているのかとかね。そういうことは、子どもの中に先生が入っていて見えてくるというふうに思うんですけどね。これだけのことを毎日じゃないと思うんですけど、資料・データで残していくというのも大事ですけども、これに追われてしまっかね。なんというんですか。自分たちが直接触れることでもって、子どもが抱えてる問題とかが伝わってくると思うんですけども。これは行き過ぎてしまうと言うのはよくない。データとして欲しいものはちゃんと利用していくということでは、データを残さないといけないと思いますけれど。やっぱり出席簿とかはですね。毎日遅れてくる子はどうなっているとかですね。保健室によく行く子どもたちというのは、朝御飯を食べてこないだとか、夜遅くまで遊ん

でいたとか、いろいろなそういう状況は保健室の先生方と連絡を取りながらできることだと思うんです。あまり記録ばかりやっていると肝心なことが見えてこないんじゃないかなと心配しております。もっと先生たち早く帰ってすることあると思うんです。あくる日の教材研究もしないとあかんだらうし。自分の子どもたちの面倒もみないとあかんだらうし。その一番大事なところがね、これに追われてしまって。データ化されてしまうと、やっぱりいりますよね。こういうのがあるというのをもっと先生たちも使わないといけないのではないかと。的外れかもしれませんが。

**矢倉委員** 今の点に関連して。今回の再構築の理由として校務負担を軽減するということが言われていますよね。具体的にはどういうふうに軽減されるのかを教えていただけたらと思います。

**岡会長** 今の澤田委員の意見に関連して矢倉委員が御発言されたという理解でいいですかね。

**矢倉委員** はい。

**藤井学校教育部教育センター主幹** 子どもたちと接する時間を、これからも作っていくという必要性があるのではないかとこの貴重な御意見をいただきました。今回の機器導入に関しましては、これまで3人に1台ということで、処理をするにも使えない状況があり、教職員が足踏みしてしまっていたというところがあり、今回、1人1台相当増設することで、そういった時間を解消し、その子どもたちに接する時間であったりとか、より効果的な授業を作り出すための、その教材研究のほうに時間を割くと言う効果が一つ考えられます。また、子どもたちの情報の管理に関しても校務支援システムを使うことで、教職員からすると必要なデータをソフトに沿って入力するということから、さらに時間のほうが短縮されると考えております。ただ、その使うことに関しては使い方を身に付ける必要がございますので、そちらに関しては今回の事業の稼働にあわせて、ICTの活用能力を高めるための支援事業というものを同時期に稼働いたします。以上でございます。

**岡会長** よろしいですか。今のよろしいですか。澤田委員。矢倉委員はどうですか。

**矢倉委員** ちょっといまわかりにくいですね。台数を増やすというのはわかりますけど、その次のところでどう軽減されるのかがいまわかりにくかったかなと思うんですけど。

**小田学校教育部教育センター主幹** 先ほどの校務支援システムを導入することでどのように変わるかと言いますと、結論で言うと30分残業時間が減ると言われています。それはなぜかと言いますと、大阪府下のある市町村で実際に制度運用をしたところ、その際に減少したというか、30分減ったという効果がありました。以上になります。

**矢倉委員** すみません。その理由を教えてくださいよろしいですか。

**小田学校教育部教育センター主幹** 例えば、子どもたちの名前を書くというのは出席簿であったり指導要録と呼ばれる数年間保存しなければならないものとか、様々なそういった入力をしなければならない書類があるんですけど。今回、この校務支援システムで一度子どもの名前を入力すると、すべてコンピュータが転記をするのでその分そういった

た時間は時短になります。以上です。

**岡会長** 他にないですか。どうぞ。

**川内委員** 今のことに関して。1人1台になって自由に使えるということなんですけども、先ほどおっしゃった事例とまた違って、例えば、先ほど別の委員が指摘なさいましたけども。先生方の勤務が長くなるのは、例えば、パソコンを使おうと思ったら誰かが使っていて空くののを待っていなければならないとか。そんなふうな単純な理由なんかも関係があるんですか。それともないんですか。その、1人1台になったらそういうことがみんな改善されると、そういう発想なんですか。

**藤井学校教育部教育センター主幹** 台数が増えるだけでも先生方の待ち時間というのが削減されることから、時間短縮につながると考えております。

**大江学校教育部教育センター所長** ちょっと補足をさせていただきます。特に小学校の教員は担任のクラスがありますので、その子どもたちがいわゆる下校する時間までずっと教室の中で勤務をする。それ以外のいわゆる事務的な仕事というのは、概ね3時過ぎくらいから始まるんです。それで退勤時間が5時ということで、この2時間の中でそういう事務処理を行うと。これまでは3人に1台のパソコンということなので、そのパソコンが埋まってしまうと限られた作業時間の中で待ち時間が生じるということが起こります。それを1人1台のパソコンにすることによって、その2時間が1人1台作業に入れるということで、それが一つ時間の短縮につながっているという。学校の勤務実態から生じた問題に対して1人1台でずいぶん改善されるのではないかと我々としては考えております。

**黒岩委員** 今おっしゃられたことについてなんですけど、事務の合理化・効率化は単にパソコンが増えたからというのではなくて、そのシステムがきちっと人を動かせるものなのかどうかがあって、パソコンというレベルになってくるんですよね。そのところは議論されて、あるいは一定の方向性の結論を得たうえでやっぱりパソコンは必要だと言うのであればわかりますけど。とにかく待ち時間、みんな待ってるから1台じゃいけないから3台と。そういった単純な考え方でもしあれば、それはいかがなものかなと。そういう議論はされているんですか。効果的にどうするかというね。

**上村学校教育部指導室参事** 今回の校務支援システムなんですけれども、もちろん効率化を狙って入れるシステムでございます。これを入れるに当たりまして、これを機に仕事の流れを変えていただくということも併せて行いたいというふうに思っております。例えば、今まで使っていた資料なんですけれども、その資料は不要ではないとか。それからここをちょっと変えるだけですぐにこの変化が出て来るとか。そういうふうなことも併せまして、仕事の流れを変えていくということも併せてやっておりますので、出来るだけ効率化につながるような導入というのを目指したいというふうには考えております。

**黒岩委員** いいですか。今私たちもパソコンを使っていますけども。やっぱりまずそういうプロセスの中で、例えば事案があって、それを例えばフローチャート化とかされてるとかね。そんな検討をしたっていうのはあったのかなと。今は言葉で聞いているんですけど

ね。あって初めて必要性というのが出てきていわゆる予算化ということで商売していくと思うんですけど、その辺がちょっと見えてないんでね。果たしてどの程度されてるのかなというのがわかりませんが。今のお言葉を信用するという前提で行けば、そこを重視してやってもらっていると理解したうえでだったらいいかと思えますけど。それがちょっと見えてないので、いかがなものかなという質問なんですけどね。

それともう1点いいですか。この7ページの、先ほど特記事項のことでですね。母子の状況というのをそこだけ捉えて質問をさせていただいたんですけれど。先ほどもちょっと出たんですけど、パソコンに入力する人の基準のルール化というのはあるんですか。例えば、Aという職員の方が例えば情報を入力すると。Bという方も同じように入力すると。これは答えは違わない。違ったらいけませんよね。客観的じゃない。その辺のルール作りというのはできているんですか。

**上村学校教育部指導室参事** 権限については細かく設定したいというふうに考えております。例えば、担任の先生にしか入力できない事項であるとか、この件については保健の先生が入力できる事項であるとかいうことで、職種によって権限を設定したいというふうには考えております。

**岡会長** 私からなんですけどね。考えすぎかもしれないですけど、今日の議案と申しますのは、吹田市が一番目じゃないんでしょ。他で実施している市もあるわけですよ。そこでどんな問題が出てくるのか。今まで問題が指摘されてることはないのかという観点に立った場合、この全体の情報を見ますとかなりセンシティブというか、扱い方によってはちょっと個人としては「嫌だと、パソコンに入れられては。」というようなことは、入っていませんか。特に成績だとか、先ほど出た親子関係だとかね。そういう問題ですよ。そういうので、他の所で問題が出て、特に情報セキュリティですよ。ファイアウォールとか。その辺を総括的にちょっとお話を聞きたいんですけど、どなたかどうでしょう。

**西口学校教育部教育センター主任** 今回のネットワークの導入にあたりましては、他市の状況も踏まえて。導入にあたりましては、各事業者のほうから情報の収集を行ってまいりました。記憶に新しいところでは、佐賀県の教育システムのほうからの情報流出という事例もございましたので、そういったことを鑑みまして、今回の校務支援システムを導入するにあたりまして、センシティブな情報を取り扱うにあたりまして、最も現在では安全と言われている仮想化システムというのを導入させていただきました。他市に関しましても、吹田市のほうが今回の導入につきましては、先進的な仮想化システムですので。他市におきましても情報流出ということサーバのほうからしたという事例はございませんので安全だと考えております。

**岡会長** 他に特になければ。はい、どうぞ。

**小林副会長** 先ほどの説明の中で「仮想化してるから安全。」という言葉は何回か聞いたんですけども、仮想化すれば安全というわけじゃないですよ。それを利用するのは人というか職員なので、その辺りの所を聞きたいんですけど。13ページに図があるんですけども、丸印で何かのフローが書かれているんですが、全く分からなくてその辺を質問

したかったんですけど。ちょっと時間が無いので省略しますけれど。先生方はどこから、この図で言うとどこからどう使うのかということの説明をいただきたいんですけどよろしいでしょうか。これはネットワークから出ているんですけど、どういう形で先生方がお使いになるのかというのが見えてこないの。それによっては質問が変わるので、まずちょっと教えていただきたいんですけども。

**岡会長** これ、番号が繋がってないように思うんですね。だからその辺も含めて御説明いただいたら。私も理解しやすいかなと思います。

**西口学校教育部教育センター主任** わかりにくい図を付けさせていただいてしまって申し訳ございません。13ページのほうのつながりを簡単に説明させていただきますと、教職員が使う部分。この図で言いますと教職員については図の一番右下になります。こちらのほうからパソコンを使うんですが、今回のパソコンにつきましては、校務用領域と学習用領域両方につながるような想定をしております。まず、1番につながります、学習用領域や校務用領域につながる分につきましては、仮想領域につながるということで、二要素認証を用いまして、教職員だけがつながる線となっております。この図で言いますと、③のほう、学習用領域につながるのは教材用サーバになりまして、こちらのほうにも入ることができるという形になります。

**小林副会長** いろいろ質問させていただきたいんですけど、教材用は普通にネットワークにつながっていてログインすれば使えるというように理解はしているんですけど。校務用のほうはおそらくウェブ系のシステムで、ブラウザを使ってアクセスするような感じになっていると理解しているんですけどそれはあっていますか。

**西口学校教育部教育センター主任** ウェブといいますか、仮想用のサーバからですね、専用のアプリケーションを立ち上げる形になります。そのアプリケーションの中でそれぞれの領域の校務支援システムであったり、ファイル共有サーバが開くのでウェブ形式という形ではなく専用のアプリケーションソフトを使用するという形になります。

**小林副会長** なるほど。ちょっと思ってたのと違うような感じはするんですけど。多分それは15ページのほうにあるんですけど、ブラウザで接続と書いてあったのでそうなのかなと思ったんですが、どうも違うようですね。

ちょっとそれは置いときましょう。それで校務用の領域から何かを持ち出すというか、学習用領域に持ってくるというときは、承認が必要と。電子メールによる承認が必要と。そういう話だったと思うんですけど。よくあるのは、管理職の方が忙しくて、端末を預けて「ちょっとやっついて。」というようなのがあり得るとは思うんですけど。その場合って、生体認証というのは有効に働くんですか。

**西口学校教育部教育センター主任** 13ページの左側に記載させていただいております、校務用領域のほうに個人情報が入っている領域になります。そこからのデータの持出しというのが一番の問題になるというのが副会長もおっしゃっていただいていると思うんですが。この図で言いますと⑦になります。こちらのほうはメールではなくてですね、ファイル転送アプライアンスという専用サーバですね。ファイルの受け渡しをする専用のサーバなんですが、こちらのほうはおっしゃっていただいたとおりに上長承認というこ



とで、学校の管理職の認証が必要になります。そのときに承認するにあたっては、管理職も二要素認証で校務用領域に認証していただかないとは入れませんので、管理職が留守なのでIDと。パスワードを預けて承認という形にはなりません。

**岡会長** どうぞ。

**小林副会長** 結構ありまして。端末なんですけど、4ページのほうに電子証明が導入されているもののみという1行目に説明があるんですけど、IEEE802.1xなのでユーザ名とパスワードかなと思ったんですが、そうじゃなくて証明書が入っているものだけがつながるといことですよ。

**西口学校教育部教育センター主任** はい。おっしゃっていただいたとおり、パソコンにつきましては電子証明が入っているパソコンだけが接続できる形になります。

**小林副会長** わかりました。

あと、運用のことになると思うんですけど、小学生は多分大丈夫だと思うんですけど。中学生ともなるとですね、多分悪さする生徒が出てくると思うんです。先生が使っている領域に入れ込めないかなとかいろいろ探ったりすると思うんですけど、そういうアクセスログとか監視ログとかいうのは、どなたが確認して分析するのか。そのレポートをどうするかっていうのをお聞かせいただきたいんですけど。

**西口学校教育部教育センター主任** アクセスログ、監視に関しましては、今回の事業については外部委託のほうをさせていただきます。運用保守員のほうが常駐で、教育センターのほうに常駐いたしまして、アクセスログ、不正アクセスに関しては常時監視させていただきます。異常に関しましてはすぐに通信をシャットダウン等させていただくということで、常に常駐の監視をするという対策を取っております。

**小林副会長** わかりました。

**岡会長** 他にございますか。

**矢倉委員** これは小中学生の方のいろんな個人情報が入ってくると思うんですけども、卒業されて何年くらいこれは保管されるということになっているのでしょうか。

**上村学校教育部指導室参事** 校務支援システムのデータでございますけれども、一応、基本5年を考えております。ただし中でも、指導要録様式1というものがございまして、これは法定で20年保存しなさいということになっておりますので、それは20年。それ以外は基本5年を考えております。

**矢倉委員** ありがとうございます。

**岡会長** 他に何か。重い案件というか。そんな気がしますが。他にありませんか。どうぞ。

**澤田委員** すみません。6ページですね、「4 学校外に発信する情報に個人が特定される情報が含まれるもの」。ここがよくわからないんですけども。

**岡会長** 御説明をいただくということでいいですか。

**澤田委員** はい。

**岡会長** どなたか。6ページの4番の情報ですよ。どなたか御説明を。

**西口学校教育部教育センター主任** 「4 学校外に発信する情報に個人が特定される情報

が含まれるもの」としまして、ホームページ用の写真・動画、ブログ用の写真・動画が想定されております。基本的には、外部に発信する際には「どここの学校のあの子が写真に写っている。」というのとはできるだけわからないように加工はされるんですが、その加工する前の写真等もございませう。そちらにつきましては、そのまま見てしまひますと個人がわかるということでこちらのほうに記載させていただいております。

**岡会長** どうですか。今ので。御理解いただけましたか。川内委員。

**川内委員** ちょっと観点の違ひを二つお伺ひいたします。一つは資料の4ページの(4)ですな、セキュリティのことですけれども。研修のことなんですな、「教職員へ実施する」と書いてある。ひらがな一文字にこだわってるわけではないんですけども、この言い方は、例えば、本日御出席になつてゐるような立場の教育センターというんですか。そういう関係の方が必ず各学校に行つて研修の場に関わつて、そういうシステムをお考えなのか。それともこのひらがなは特に意味がなく、ただの職員会議的な校内研修になるのか。これはちょっと是非知りたひなんですけれども。どちらをお考えなんですな。

**小田学校教育部教育センター主幹** 教職員への研修については今のところの案なんですな、ICT支援員と呼ばれる情報に長けた人材を月2回程度派遣しようと考えております。その方に講師となつて教職員へ対して研修をしていただく予定です。また、それとは別途に校長などの管理者に関しては、教育センターに集めて一堂に研修させていただきたいと考えております。以上です。

**川内委員** 私の関心がありますのは管理職じゃなく、一般教職員です。ベテランから新人までたくさんいらっしゃるわけですけれども。その方たちの参加するこの研修会議というんですか。これは今おっしゃつた前段のことなんですな。今のところというお考えなんですな。確実にそういうふうなものが、形を変えてもいいんですけど、私が申しているのは学校外の方の関わるような、参加するような研修講座なのか。それとも校内研修みたいになつてますか。そこを是非とも知りたひんですけど。

**小田学校教育部教育センター主幹** 現在、セキュリティポリシーを作成中なんですな、その中に悉皆の研修として進めていきたいなと考えております。以上です

**川内委員** 悉皆の。

**小田学校教育部教育センター主幹** 必ずやらなければならない、受講しなければならない研修としてやっていきたいと考えております。

**岡会長** この案件で、今日諮問に対して審議できれば結論を出したいなんですな、今ちょっと事務局の方の御示唆もあつたんですが、場合によっては12月か1月に開く次の会議で審議して結論を出してもらつてもいいという御示唆もいただきましたが。まだ、質問がどの程度あるかにもよりますよな。どうですか。まだございませうか。

**川内委員** 一つだけ。

**岡会長** そうですか。そうしたらですな。どうでしょう、この件は継続でさせていただいて、教育センターの皆さんには本当に御苦勞いただきますけど、一応ここで中断というか。よろしいですか。

**上村学校教育部指導室参事** よろしいでしょうか。実は稼働がですな、来年の1月1日を

予定しております。

**岡会長** 試運転がね。実働ですか。

**上村学校教育部指導室参事** いえ、本稼働が1月1日を予定しております、出来ましたら次の審議については年内にお願いしたいと思っております。

**岡会長** 年内でよろしいですか。12月中にできれば。

**上村学校教育部指導室参事** できれば早いところで。

**岡会長** 高田部長どうでしょう。そんな扱いでよろしいですか。

**高田市民部長** そうですね。そもそも諮問のタイミングが少し遅かったのかなというふう  
に思うんですけども。今、稼働の時期に合わせてなるべく早めにしていただければあ  
りがたいということで、スケジュールをそのように組ませていただければと思います。  
その後、委員の皆様の日程を調整したいと思っております。

**岡会長** そうしましたら、遅くとも12月中旬くらいでやりましょうか。みなさんもよろ  
しいですか。

では一応、今日は質問がたくさんでしたが、まだあるようなので、それを中断  
して裁決を取ることないかなと思いますので、もう1回続行させていただくと。

一応、諮問第1についてはここで終了させていただきます。ありがとうございました。

**高田市民部長** 今回は2回目ということになりますので、今回は一般的な形での資料をそ  
ろえていただいて御審議いただいて。おそらくもう少し質問したいことがあるというこ  
とだと思んですけど、もしよければ事前に質問を出していただいて、回答を用意さ  
せていただくかどうか。ちょっと効率よく進めないと、次々と疑問が沸いてくるよう  
なことにもなるかと。ちょっと進め方を工夫させていただきたいと思います。

**岡会長** 今日ですね、ある程度意見も出ましたし質問もあって。その間また1か月半ほど  
ありますので、委員の先生方にもさらにこれを読み込んでいただいて、質問事項をです  
ね、どうでしょうか。11月末くらいでいいでしょうか。我々が書面でお願いすると。

**川内委員** どこへ出すんですか。

**高田市民部長** 事務局である市民総務室のほうへ出させていただくと。

**川内委員** 今度の会議でこんなことを聞きますよということ。

**高田市民部長** そうです。「こういう疑問があるので次回答えてくれ。」というふうな形で  
させていただいた方が、次回スムーズなのかなと。3回目となっても困りますので。

**川内委員** 質問だけですか。意見でもいいんですか。

**高田市民部長** 意見でもかまいませんよ。

**川内委員** わかりました。

**高田市民部長** 当日、いろいろ議論を聞く中で追加でということもあるかもしれませんが  
れど。

**川内委員** とりあえずね。

**高田市民部長** はい。事前にいただいていた方が、教育委員会も準備ができますのでそう  
いうふうな形でいただけたらと。

**川内委員** それの締切はいつごろをお考えですか。

**高田市民部長** 会長のほうから11月いっぱいというお話がありましたので。

**岡会長** 11月いっぱいくらいでどうですか。というのはね、確かにいただいた議案にも来年の1月1日以降施行するという記載もありますし。場所によっては試行期間という表記もあつたりしますけど。だから年内にははっきりさせないといけないですよ。これ予算的にはどうなんですか。

**小林副会長** もう構築に入っておられるんですよ。

**岡会長** 川内委員、よろしいですか。そういう運びで。だから、御意見でも御質問でも、書面で御整理いただいたら対応していただければと思います。ではそういうことで、この件は継続させていただきます。どうもありがとうございました。

<実施機関職員退室>

**岡会長** そうしたら、諮問事項2について関係者入室していただけますか。

<実施機関職員入室>

**岡会長** それではよろしくお願ひします。

**平野福祉部理事** 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。福祉部生活福祉室でございます。本日の案件でございますが、生活保護の適正運営のために府内の実施機関すべてでこの制度の導入が予定されているものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**大市福祉部生活福祉室参事** 貴重なお時間ありがとうございます。生活福祉室参事の大手と申します。よろしくお願ひいたします。では、今日参加している職員を紹介させていただきます。

<実施機関職員紹介>

**大市福祉部生活福祉室参事** 本日は生活福祉室としまして、「留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の取扱いの一般的制限、収集方法の制限並びに目的外利用及び外部提供の制限に係る個人情報の保護について」御審議いただくことになります。ではまず説明を担当のほうよりさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**松井福祉部生活福祉室主査** 担当の松井でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

**岡会長** どうぞ。

**松井福祉部生活福祉室主査** 留置施設等収容情報通知制度における個人情報の保護につきまして、お配りさせていただいております資料に沿って御説明させていただきます。お手元の資料の1ページを御覧いただけますでしょうか。今回の諮問する項目は、一つ目につきましては、「1 諮問する項目」というところでございますが、「(1) 個人情報の

取扱いの一般的制限（吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号）、「(2) 収集方法の制限（吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号及び第2項）」、「(3) 目的外利用及び外部提供の制限（吹田市個人情報保護条例第8条第1項第6号及び第2項）」でございます。次に対象となる事業といたしましては、対象事業としてですね留置施設等収容情報通知制度でございます。続きまして、事業概要でございますが、「3 事業概要」でございますが、生活保護法による保護を受けている者が逮捕され、留置施設等へ収容された場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等、他の法律に基づく、食事であったりとか医療等の生存に必要な処遇が行われることから、保護の変更又は停止処分を行うなどし、保護の適正実施に取り組む必要がございます。

逮捕・拘留の情報の伝達を円滑にし、保護の適正実施のために、平成30年度までに大阪府内の全ての自治体において、留置施設等収容情報通知制度を導入することが予定されております。

本制度は、留置施設等に収容されたもののうち、取り調べの過程等において自ら本市で生活保護を受給している、受給中であると供述したものなど、本市の被保護者であると認められた場合に、大阪府警察が、本市にその収容情報を通知するものでございます。

当該収容情報のうち、本市の被保護者に該当する者については、必要な調査を行い、保護の変更又は停止処分を行います。

審議会に諮る理由を御説明させていただく前に、本制度の導入が無い現在において、本市の課題等について、お手元の資料の3ページ目を御覧ください。「6 本制度導入の理由」というところでございますが、現状としまして、本市では被保護者の逮捕・拘留の事実を家族等からの連絡により把握をしておりますが、連絡できる家族等がないことも多くあり、これまでは翌月の生活保護費の支給を止めることができない場合がございます。本制度を導入することによってですね、保護の変更又は停止処分を行って支給する必要のない保護費を止めるなど、保護の適正実施に取り組むことができるというふうに考えております。

それでは審議会に諮る理由について御説明させていただきます。1ページに戻っていただいて、「4 審議会に諮る理由」というところでございますが、本制度の導入に伴い、法令等に基づかずに、犯罪歴等社会的差別の原因となるおそれがある事項に関する個人情報を取り扱うこと（吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号）、本人以外のものから個人情報の収集を行うこと（吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号）、上述の本市から大阪府警察への連絡が個人情報の外部提供に該当すること（吹田市個人情報保護条例第8条第1項第6号）に対応する必要がございます。

あわせて、本人への不通知についても対応する必要があります。（吹田市個人情報保護条例第7条第2項及び第8条第2項）

以上、上記事項につきまして、吹田市個人情報保護条例に基づいて吹田市個人情報保護審議会に諮問するものでございます。詳細につきましては、2ページ目を御覧ください。あわせて、お手元の資料の8ページのフローチャートですね、「留置施設等収容情報通知制度業務フローチャート」を御覧いただけたらと思います。2ページ目のところの

「5 吹田市個人情報保護条例上の例外的な取扱・運用の内容」というところで、先ほどの項目につきまして、それぞれ御説明をさせていただきたいと思います。

**岡会長** それで結構なんですけどね。できるだけ要点を御説明いただいて後、質問で答えていただく形にしましょうか。

**松井福祉部生活福祉室主査** わかりました。一つ目でございますが、収集方法及びデータ保存というところですね。大阪府警察より本市情報取扱担当者に収容情報として、本市の被保護者であると認められる者の氏名、生年月日、性別、勾留後の留置先及び逮捕年月日について、電話通知があり、メモ等の紙媒体で記録させていただきます。

被保護者に該当する者については、逮捕・勾留等通知一覧表をデータ作成することとなります。担当者が被保護者ごとに逮捕・勾留等連絡票を作成しまして、ケースワーカー等に交付します。被保護者ごとに個人情報を保管しておりますケースファイルに綴じまして、必要な調査を行ったうえで、結果をケース記録に記載して保護の変更又は停止処分をいたします。データの保存につきましては、アクセス制限付き既存の生活保護システムがあるサーバ内で1年間保存して、逮捕・勾留連絡票は、ケースファイルに綴じることとなります。

二つ目の外部提供についてでございますが、収容情報のうち、被保護者に該当しない者については、直ちに収容情報を廃棄しまして、その旨を大阪府警察へ連絡します。結果としてでございますが、大阪府警察からの収容情報の通知のあった者が本市で生活保護を受給していないという事実について外部提供するということとなります。

三つ目の項目としまして、社会的差別の原因となるおそれがある事項というところで、本制度において、収容情報として、勾留後の留置先及び逮捕年月日等の犯罪歴に関する個人情報を取扱うこととなりますが、保護の適正実施が目的であり、事務の執行上必要不可欠となっております。

四つ目の本人への不通知というところでございますが、収集目的等の通知について、収集した内容に応じて保護の変更又は停止処分を行うなどし、ケースワーカーから被保護者に対して、保護決定通知書の送付等を行うことになるので、別途、収集目的等の通知は行わないものとします。

外部提供についてでございますが、外部提供の通知については、被保護者に該当しない者は、不特定多数であり、通知することにより保護事務の実施に支障をきたす恐れがあることから、通知は行わないものとします。

以上が吹田市個人情報保護条例上の例外的な取扱・運用の内容というところとなっております。

続きまして、セキュリティ対策について御説明させていただきたいと思います。一つ目のところの使用機器、制限及びネットワークというところでございますが、データ利用につきましては、通常業務で生活保護に関する個人情報を管理している環境と同様に、インターネット環境に接続されていない専用パソコンのサーバ内のみとして、外に持ち出すことも原則、禁止といたします。アクセス制限についてはユーザ ID・パスワードでシステムを操作できる者を限定します。次に情報の廃棄でございますが、大阪府警察か

らの電話通知があり、紙媒体で記録した収容情報について、被保護者に該当しない者については、直ちに情報を廃棄します。被保護者に該当する者については、担当者がデータ作成後、直ちに廃棄いたします。

三つ目の情報の保存というところでございますが、逮捕・勾留等通知一覧表は、データ保存をしてですね、サーバ内で1年間管理をした後に期間経過後、直ちにデータを消去します。ケースファイルの管理というところでございますが、逮捕・勾留等連絡票はケースファイルに綴じることになりますが、職員が退庁する際には室内を施錠します。生活保護を受給している間は常時こういった形で対応させていただくこととなります。

次に、管理運用体制についてでございますが、情報取扱担当者の選任としまして、収容情報は重大な個人情報であることから、情報取扱担当者を選任しまして、データ保存等の責任の所在を明確にします。二つ目の運用に関する取扱要領の作成としまして、本制度の運用により、被保護者に対して、保護の変更又は停止処分を行うことから、取扱いについて厳格に定める必要があるため、運用に関する取扱要領を作成いたします。

最後に運用における今後の予定についてでございますが、平成30年2月に大阪府及び大阪府警察が府個人情報保護審議会へ諮問する予定となっております。平成30年4月に本市で運用開始を予定しております。大阪府に確認をしたところでございますが、本制度の導入時期を府内で統一したいという思いがあることから、大阪府個人情報保護審議会を平成30年2月に行い、すでに先行して実施しております、大阪市、堺市、東大阪市を除く大阪府内の全ての自治体について、一斉に諮問を行う予定です。また、今回以降は当面個人情報保護審議会に諮る予定はなく、今回制度を導入しない場合には、今後本制度の導入ができなくなるおそれがあるということとなります。御説明は以上となります。

**岡会長** ありがとうございます。それでは今の御説明、それからペーパーですね。諮問書の記載事項とそれから今の御説明。それに対する質問も意見も同時に行わせていただくということでもよろしいですか。特に区別せずに。だからお答えいただくものは順次お答えいただいて。また説明というか反論というか、そういうことが必要なところはしてください。そのときにお名前を忘れずをお願いいたします。では委員の先生方、どうぞ。

**川内委員** 資料冊子について質問しますが、2ページ5の1ですね。その6行目のところ。「必要な調査」とありますけれど、これは趣旨はわかりますけども、我々そういう分野を知りませんので、これはどういう調査のことを想定なさってるのか。皆様方は「必要な」とお書きになった時点でおわかりでしょうけど、我々素人はわかりませんので。素人でもわかるような御説明をお願いしたいと思います。以上です。

**岡会長** どうぞ。座ったままで。

**松井福祉部生活福祉室主査** よろしくお願いたします。「必要な調査」というところでございますが、具体的にはですね。大阪府警察より、連絡を受けた後に地区担当のケースワーカー。吹田市内の地区をそれぞれまわっている地区担当員というものがいるんですけども、そのものが生活保護を受けている他の世帯員に対して、まずは連絡をさせていただいたりだとか、家庭訪問をさせていただいた上で、事実確認を行います。生活保護

を受給している世帯のうち、そのうちの一方の方が逮捕・勾留された場合であれば、その複数世帯の方に、他の世帯員の方が今どういう状況になっているのかというようなところの確認を行います。

単身世帯の場合ですね。一人で生活保護を受給されている方の場合であれば、まずは家庭訪問等を行って、居住実態を確認いたします。親族等がおられる方につきましては、何かおられないことについて連絡が入っていたりとかしていないかという確認をさせていただいております。これは特に、逮捕・勾留されておられる方等に限ることではないんですけども、連絡が取れない場合につきましては、保護費を一旦、口座払いを通常はさせていただいているんですけども、それを一旦窓口払いというようなところに変更させていただくというようなところで、一旦支給を止めるような形を取らせていただいております。その後もですね、所管の警察署に問合せを行うなどして、起訴されていることがあるのかどうかというようなところの確認を行います。そして、起訴がされているということが確認された場合につきましては、そのまま生活保護を廃止させていただくこととなります。また、起訴なく釈放された場合についてなんですけれども、その際は釈放の日をもって支給額を適正額に変更することになりますが、本人から釈放されたことの申告を受けて行ってまいります。起訴後に釈放されて保護廃止となったような場合につきましては、他の理由で保護廃止となっている世帯と同様に改めて生活保護の申請をしていただく必要がありますので、そういったところで必要な調査を行わせていただくということになります。

**川内委員** わかりました。

**岡会長** よろしいですか。

**川内委員** はい。

**岡会長** 他にございませんか。私からなんですけども、1ページの3番目事業概要、この2行目ですけれど、要するに被保護者がですね、逮捕されて留置施設などに収容された場合という表現がありますよね。それで、これは留置施設等に収容されるというのは、期間の長短とか手続の準備段階というか、確定的な手続きかとかいろいろあるとおもうんですけど、これはどういう時に保護の変更又は停止処分を行うんですかね。

**松井福祉部生活福祉室主査** 本制度についてでございますが、基本的には勾留をされた時点で大阪府警察から連絡が入ることになっております。逮捕・勾留されている間はですね、生活保護費としてですね、生活費を毎月お渡しさせていただいてはいるんですけども、その間、他の法律で食事であったりとか、医療の負担をされるというところがございますので、その分は生活費を支給する必要が無いというようなところになってしまいますので、その分を日割りで計算するなどしてですね、扶助しないようにするということとなりますので。

**岡会長** 日割り計算するんですか。

**松井福祉部生活福祉室主査** そうですね、はい。

**岡会長** そうしたら20日とか。

**松井福祉部生活福祉室主査** 勾留があればもうそれで。20日間勾留されるということでは



あれば、10日分の残りを支給させていただくというようところで計算をしなおすというようなことを行うことになるかと思えます。

**岡会長** それともう一つ。今日の諮問書の中でお尋ねしたいのがね、勾留が取り消される。そうしたら保護費が再開されるでしょ、保護費の支給が。

**松井福祉部生活福祉室主査** はい。

**岡会長** それはどういう手続というか常用によって保護費の再開になるんですか。

**松井福祉部生活福祉室主査** そうですね。想定されることとしてですね、逮捕・勾留はされたものの、結局起訴までいたらなかった場合というのも考えられると思うんですけども。釈放された場合については、その前段階としてですが、複数世帯おられる方については、事前にその残られている世帯員の方に対して、生活保護費が減額になっている状況ですというようなことを説明をさせていただきます。そのうえで、釈放されたりとか、また世帯に戻られた場合につきましては、必ず担当のほうに報告をするようにしてくださいというようなところで、報告があったうえで、釈放があった日以降の保護費をまた日割りで計算させてもらって、生活費のお渡しをさせていただくというところになるかと思えます。お一人しかおられない方、身寄りのない方も含めてということになるんですけども、その場合はさっきの必要な調査というところで、家庭訪問をさせていただいて、その際にメモ等を残させていただく形にはなるんですけども、連絡が取れないので一旦は生活保護費を窓口払いとさせていただきます。不在の理由を明らかにしていただく必要というのがございますので、そういったところの内容をメモとして残させていただいて、その場合は連絡を待つというところになってしまうんですけども、来庁するなり、まずは電話で連絡をしてくださいというようなところでメモを残させていただく形になります。その連絡があつて状況をもちろん確認をさせていただく必要があると思うんですが、「どうしてこの期間おられなかったんですか。」ということをまず確認をさせていただいて、「実はこういう理由で逮捕されていたんです、勾留されていたんです。結局起訴されませんでした。」というようなことで報告を受ける形になると思えますので、それを聴いた上で必要な保護費、適正な金額でまた日割りの計算をしたうえで、保護費のお渡しをさせていただくというようなことをすることになります。

**澤田委員** 生活保護費は逮捕されたら削られるわけですね。それで今度勾留が解除されて今度は本人の申請で生活保護費が再開されるわけですか。

**松井福祉部生活福祉室主査** そうですね。連絡があつて。

**澤田委員** それは本当によく考えて欲しいと思います。私の周りにも生活保護を受けてる方が結構いるんです。それは病気で、奥さんも病気でそんな対面してお話できるような状態ではありませんね。まず訪問に行かれても奥さんは出ることができない。御主人がもしなにかあつて勾留された場合ですけどもね。そういういろいろな家庭がありますのでね。削るのは勝手に削って、再開は申請しなさいというのはね。勾留されたというのはね、やっぱり人間は言いたくないですよ。近所にも知られたくないし。そういうことで、申請を待つて再開するのはちょっとこれはよく考えていただいた方がいいかなと思えます。生活保護を受けてる方もいろいろおられますよ。医療費がすごくかかる

ということですね。厚生年金も返して生活保護を受けているという方もおられるんです。だからみんな保護を受けている方は窮屈な思いで受けている方は結構おられますのでね。そこら辺はもっと慎重にした方がいいかと思います。

**平野福祉部理事** おっしゃっていただきましたように保護の世帯の状況というのは様々でございます。ですが、澤田委員がおっしゃったように年金を返して保護を受けられるというような制度にはなっておりませんので。生活保護は補足性の原理がありまして、その方の収入と最低生活費を引き比べて足らずの分をお出しするという形になりますので。逮捕・勾留の場合、今おっしゃっていただいたように例えば二人世帯で、何らかの理由で御主人が勾留されて、ちょっと病気とかで生活困難な奥様が残られたとしても、その奥様の最低生活というのは保障される制度になります。御主人が戻ってこられたときには、私どもが生活保護の実施機関になりますので、そのことの報告や今後の御相談というのは当然、来てしていただくというのがやはり原則ではないかなと思います。来られるのがなかなか難しいという場合は、もちろんこちらのほうから家庭訪問して、状況の把握はさせていただくという形になります。

生活保護は申請と報告みたいなのが少し違うんですけども、今おっしゃっていただいた状況であっても、申請ではないといったような状況であっても、やはり報告の義務というのは生活保護上必要なことかなというふうに考えております。

**岡会長** ほかになにかございますか。はい。

**黒岩委員** 関連の質問なんですけれど、私は生活保護という制度はよく理解してないんですけど。例えば本人さん、御主人にしたって奥さんを含めて家族の方がいらっしゃる。そうすると、この場合に保護費の支給というか生活全体されてる方に対して支給されるわけですか。まず基本的には。そして、本人さんが勾留された。その分の、食事代は出ないという考え方でいいですか。

**笹川福祉部生活福祉室主査** そうですね。

**黒岩委員** ということは、勾留されているから、そっちの制度でそれは生活してると。だからカットされると。生活保護費の分については。

**笹川福祉部生活福祉室主査** そうです。生活保護そのものは、ルールとしては世帯ごとに保護の認定をしておるわけなんですけども。保護費はまたその中で、世帯に必要なお家賃とそれから世帯に必要な光熱費、それぞれに平たく言えば食費であったりですね。人数が多くなれば若干、逓減率をかけてということで組み立てられております。ですので、お一人世帯員さんが何らかの理由で、入院されたりも含めてですが、いらっしゃらなくなったりというところで、その必要な食費の部分であったりというのを必要な計算をしておすということになります。ですので、おっしゃられたように、勾留された場合、その方に必要な、勾留されたのが御主人様だとしたらその方に必要な食費等を、その部分というのは他の制度で補われるものですから、生活保護費からの支給は重複する部分については無くなるということになります。逆に残りの部分は支給されます。

**黒岩委員** わかりました。ありがとうございました。理解できました。

**岡会長** 他には。先ほどの諮問事項1に比べたら比較的、論点も少なくてわかりやすい事

案ですので。一応これで質問も意見もないということで、審議させていただきますか。いいですか。それでは少しお待ちいただけますか。

<実施機関職員 退室>

**岡会長** それでは、「留置施設等収容情報通知制度における個人情報の保護について」ですが、諮問する項目は1ページの1ということになりますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、諮問にお応えして同意するということをお願いいたします。

**高田市民部長** 御同意いただけるということでよろしいでしょうか。

**岡会長** はい。

**高田市民部長** ありがとうございます。

**岡会長** どうぞ。

**柿本市民部市民総務室参事** 冒頭で本日の署名委員の件で先久委員というふうにおっしゃっていただいたんですが、本日御欠席ですので、澤田委員のほうにすみませんがお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

あと時間もあまりないんですが、1件だけ御報告させていただきたいと思います。この審議会は吹田市個人情報保護条例が守備範囲なんですけども、もう一つ、吹田市情報公開条例というのがございまして、そちらの改正を9月議会で行いました。簡単に申し上げますと今まで公開請求があつて閲覧、見るだけであれば基本的に市内の人は資料が膨大な量であっても全くの無料だったんです。それが、今回101枚目から1枚5円をいただくという改正となっております。これは昨年度ですね、極端に多い大量請求が続きまして、一番多いのが48,000枚という部分公開だったんですけど大量請求がございまして、その黒塗り作業であるとかにもかなり時間を要しまして。この制度を維持していくうえで一定御負担をいただく必要があるのかなということでそういう改正をさせていただきました。以上簡単ですが、資料を今日お配りしておりますので、また御覧いただけたらと思います。非常に簡単ですが、御報告となります。よろしく願いいたします。

**岡会長** 先ほど第一諮問事項、これに対して継続審議の日を決めていただかないと。

<次回日程調整>

次回日程候補

12月21日(木) 午後2時から5時

12月 6日(水) 午後

12月20日(水) 午後

**岡会長** では、審議会を終了させていただきます。どうも皆様、長時間ありがとうございました。

